

高野山景観地区 (※3)

(1) 目的

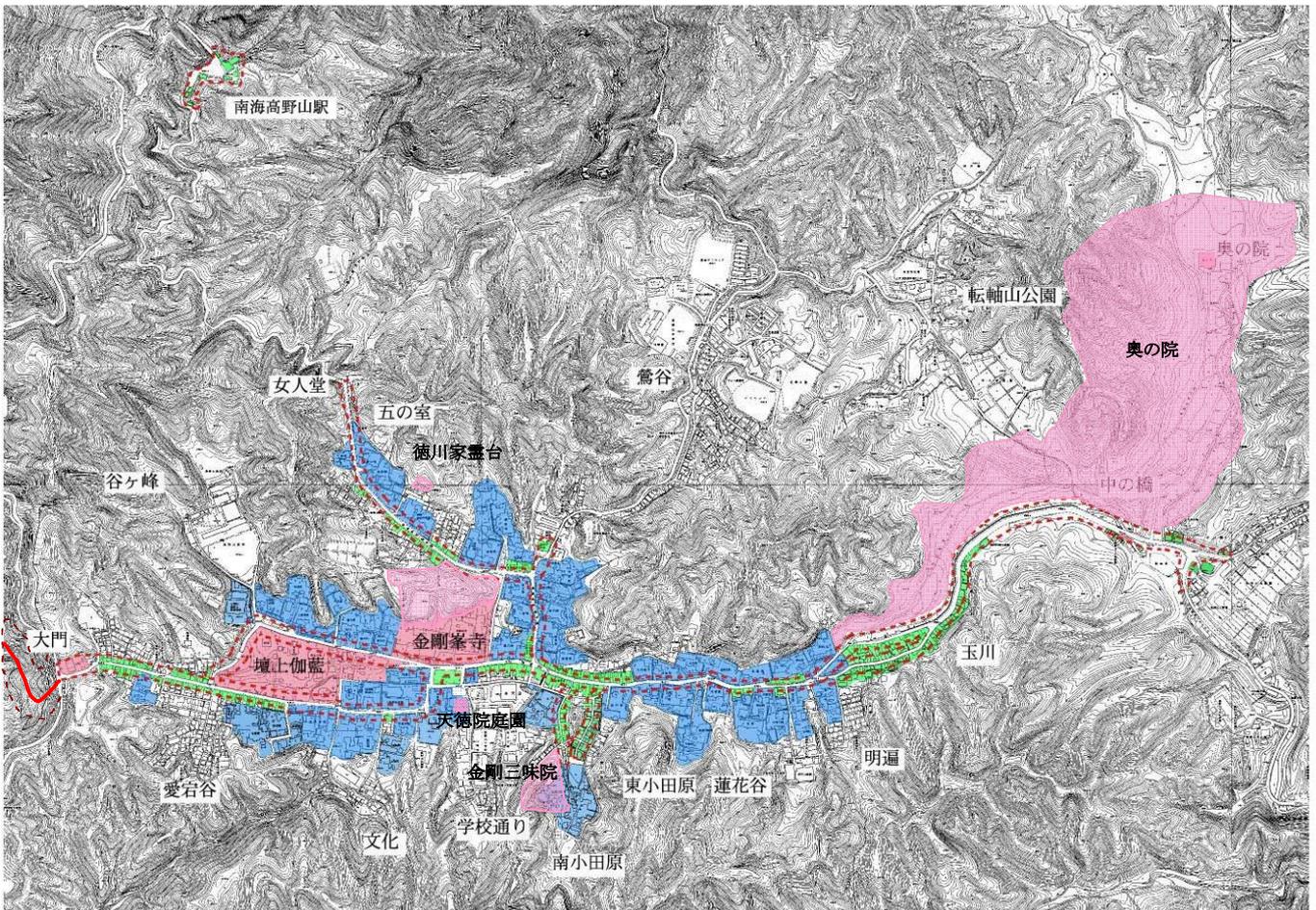
景観地区は、都市計画区域内の景観計画区域において、積極的に景観形成を図る地区について指定されます。

建築物や工作物のデザイン・色彩などについて認定制度が適用されます。

(2) 範囲

高野山地区の町道大門玉川線等の主要な道路の道路境界から 20mの範囲にかかる敷地内の建築物と工作物及び道路。また、すべての寺院敷地内にある寺院建築物と工作物。都市計画区域内における町石道・小辺路周辺は道路境界から 50mの範囲。

ただし、歴史的建造物は除く。



	道路境界から 20m及び50m範囲		歴史的建造物(文化財保護法)
	町石道		景観地区の対象となる建築物
			景観地区の対象となる寺院建築物

(3) 認定対象行為

行為の種別		対象となる規模等
建築物 工作物	新築(新設)、増築、 改築、移転外観の変更	全て